

新型コロナウイルスに関する情報(3月2日午前9時現在)

◆新着情報は、文頭に\*NEW\* と表示しています。

(新たなポイント)

- \*NEW\*アストラゼネカ社のワクチンがヘルスカナダより承認されました。
- \*NEW\*アルバータ州にて、3月1日より規制の一部が緩和されています。
- \*NEW\*アルバータ州にて、75歳以上の住民へのワクチン接種の予約が開始されています。
- \*NEW\*マニトバ州にて、3月5日以降に規制が緩和されると発表されています。
- \*NEW\*マニトバ州にて、感染者との濃厚接触者の定義が改訂されています。
- \*NEW\*ヌナブト準州にて、3月1日より規制が緩和されています。

## 1. カナダ政府

\*NEW\*2月26日に、アストラゼネカ社のワクチンがヘルスカナダより承認されました。

<https://www.canada.ca/en/health-canada/news/2021/02/health-canada-authorizes-astrazeneca-and-verity-pharmaceuticals-inc-serum-institute-of-india-covid-19-vaccines.html>

その他、現在ファイザー・ビオンテック社と、モデルナ社のワクチンが、ヘルスカナダにより承認されています。

<https://www.canada.ca/en/health-canada/services/drugs-health-products/covid19-industry/drugs-vaccines-treatments/vaccines.html>

●カナダ政府によるワクチンについての詳細情報は以下ウェブサイトに掲載されています。

<https://www.canada.ca/en/public-health/services/diseases/2019-novel-coronavirus-infection/prevention-risks/covid-19-vaccine-treatment/vaccine-rollout.html>

○カナダ国内で承認されたワクチンの接種は無料です。

○まず医療関係者や高齢者等、優先順位の高いものに接種されます。その後、カナダ政府、州、準州の保健衛生当局によって接種が推奨されるものに接種されます。具体的には、接種の対象に含まれるのは、以下の人々です。

- ・国籍に関わらず、カナダに在住している16歳以上(ファイザーワクチン)もしくは18歳以上(モデルナワクチン)の全ての人
- ・外交スタッフとその家族
- ・カナダ国外にいるカナダ軍の職員

●現在、カナダ連邦政府は、不要不急の国外への渡航は延期または中止するよう強く勧めています。

●2月3日11:59 PM(EST)より、全ての国際線の到着は、以下の4つの国際空港のみとなっています:トロント、モントリオール、バンクーバー、カルガリー。(Saint-Pierre-et Miquelon からの便を除く)。

<https://www.canada.ca/en/transport-canada/news/2021/01/expansion-of-international-flight-restrictions-at-canadian-airports.html>

●カナダへの入国制限や、入国の際に必要な手続きについては以下ウェブサイトにもまとめられています。

<https://travel.gc.ca/travel-covid/travel-restrictions>

#### A. 入国に必要な手続き

○2021年1月7日から、カナダへ空路で入る5歳以上のものは全て、新型コロナウイルス検査の陰性証明が必要になっています。カナダ行きの航空機に搭乗する前72時間以内に PCR (polymerase chain reaction)法又は Loop-mediated Isothermal Amplification (LAMP)法による新型コロナウイルス検査を受け、陰性証明を航空会社に提示する必要があります。

<https://www.canada.ca/en/transport-canada/news/2021/01/covid-19-pre-departure-testing-and-transport-canadas-interim-order.html>

○陸路での入国に際しても、2月15日より、新型コロナウイルス検査の陰性証明、または到着前14日から90日の間の陽性証明書の提示が必要になっています。

○カナダに向かう航空機への搭乗前、または陸路の場合は入国前に ArriveCAN(アプリケーションまたはウェブサイトを利用)に必要な事項を入力し、入国時にレシートを提示することが義務化されています。必要事項は、(1)渡航及び連絡先に係る情報、(2)自主隔離プラン、(3)症状に係る自己診断です。これを怠った場合、最高1,000カナダドルの罰金が科せられることがあります。

また、ArriveCAN 利用あるいは電話 1-833-641-0343 で、カナダ入国後48時間以内に、(1)申告した住所ないし隔離場所に到着したこと、(2)隔離期間中、毎日健康状態等のオンラインでの申告が必要。

<https://www.canada.ca/en/public-health/services/diseases/coronavirus-disease-covid-19/arrivecan.html#a8>

#### B. 到着時検査とホテルでの隔離

空路での到着の場合、以下が必要です。

○到着時に空港で新型コロナウイルス検査を受ける。また、14日間の自己隔離期間の終盤に再度検査を受ける。

○カナダへの出発前に、政府指定のホテルを3泊分予約する。

**ホテル予約についての詳細は以下リンクを参照。**

<https://www.canada.ca/en/public-health/services/diseases/2019-novel-coronavirus-infection/latest-travel-health-advice/mandatory-hotel-stay-air-travellers/list-government-authorized-hotels-booking.html>

○カナダ到着時の検査結果が出るまで、自費でそのホテルに滞在する。カナダでの最初の到着地のホテルに宿泊しなくてはならない。検査で陰性が確認された後、最終目的地への乗り継ぎを行なっても良い。

○ホテル滞在費用には、宿泊費、食費、清掃費、感染対策費、安全対策費と移動費が含まれる。

陸路での到着の場合、以下が必要です。

○到着時の新型コロナウイルス検査。また、14日間の自己隔離期間の終盤に再度検査を受ける。

<https://www.canada.ca/en/public-health/news/2021/02/additional-testing-and-more-stringent-quarantine-requirements-for-travel-to-canada.html>

<https://www.canada.ca/en/public-health/news/2021/02/government-of-canada-expands-restrictions-to-international-travel-by-land-and-air.html>

### C. 自己隔離

○カナダへの入国後は、症状の有無にかかわらず14日間の自己隔離が義務(例外職種あり)。隔離場所は、65歳以上の高齢者や基礎疾患のある人とは接触しないこと、かつ食料や必要な医薬品など、基本的な生活必需品が入手できる環境である必要があります。

○海外に行っていない者と同居している場合は、その者と接触を避ける。

○症状がある場合、公共交通機関の使用は禁止です。

○隔離場所までの移動の際は、非医療用マスクもしくは face covering を着用しなくてはなりません。

<https://travel.gc.ca/travel-covid/travel-restrictions/isolation>

○到着後14日間の自己隔離がきちんと行われているかについて、電話による確認や、スクリーニングオフィサー(公衆衛生庁と契約した警備会社の従業員)による訪問チェックが行われます。1月29日よりモントリオールとトロントで開始され、その後全国的に展開されています。

○カナダ到着時に与えられた指示に従わないものは、最大6か月の禁固刑、及び、または750,000カナダドルの罰金が課される可能性があります。

<https://www.canada.ca/en/transport-canada/news/2021/01/canada-to-implement-new-testing-and-quarantine-measures-to-reduce-covid-19-infection-related-to-non-essential-international-air-travel.html>

### D. 入国制限

カナダ国籍者、カナダ永住権保持者以外のものには、入国制限が課されています。

以下の人は入国が許可されています。

○カナダ国民と永住権保持者の近親者。

○カナダ国民と永住権保持者の Extended family member。

○Public health agency of Canada より許可された、同情に値する理由

(compassionate reasons)のあるすべての外国人。この場合、自己隔離が限定的に免除されることがあります。

- 必須の用件(essential purpose)で、アメリカから入国するもの。
- Temporary foreign worker。
- 州政府から認められた新型コロナウイルス対策を有する教育機関に通学する留学生。
- ワーキングホリデーについては、Port of Entry Letter of Introduction 取得済み、かつ、有効な雇用のオファーを持っている場合のみ、カナダ入国が認められます。ワーキングホリデー参加者の入国のための許可証(Port of Entry Letter of Introduction)の有効期限の延長を最大1年間認めることが発表されています。以下リンク中の Web form より延長が申請できます。  
<https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/services/coronavirus-covid19/iec.html>

●その他の感染拡大予防のための規制

- 以下の場合、各州の公衆衛生機関の指示に従い、隔離(isolate)もしくは自己隔離(self-isolate)が必要：  
海外から帰国した場合、新型コロナウイルス感染と診断された場合、検査結果を待っている場合、新型コロナウイルスの症状がある場合、新型コロナウイルス確定もしくは疑い患者と接触があった場合、その他公衆衛生機関から勧告された場合。
- 航空機搭乗の際はマスクの着用が義務です。医療上の理由でマスクが着用できない場合、それを証明する医師の診断書が必要になります。その他、幼児や、意識がないもの、自力でマスクを外せないものもマスク着用義務の例外になります。  
<https://tc.canada.ca/en/ministerial-orders-interim-orders-directives-directions-response-letters/interim-order-respecting-certain-requirements-civil-aviation-due-covid-19-no-5>
- 航空機利用の際に体温検査が必須。発熱している乗客(発熱の理由を証明する医療証明書を持つものを除く)は搭乗を拒否され、14日後以降に再予約するよう指示される。  
<https://www.canada.ca/en/transport-canada/news/2020/06/temperature-screening-to-be-required-for-travellers-at-canadian-airports.html>

●カナダ政府によるコロナウイルス情報

<https://www.canada.ca/en/public-health/services/diseases/coronavirus-disease-covid-19.html>

- 新型コロナウイルスの症例及び接触管理等のための携帯電話アプリ「COVIDアラート」が配信されています。
- 現在、以下の地域で利用可能です : New Brunswick、Newfoundland and Labrador、Ontario、Saskatchewan、Manitoba、Quebec、Nova Scotia、Prince Edward Island、Northwest Territories。
- 個人情報や位置情報は収集されません。
- アプリ利用者が新型コロナウイルス陽性と診断された場合、陽性者と接触のあったアプリ利用者にはアラートが送られます。

<https://www.canada.ca/en/public-health/services/diseases/coronavirus-disease-covid-19/covid-alert.html>

●海外渡航者向け注意喚起:

<https://travel.gc.ca/travelling/health-safety/travel-health-notice/221>

●新型コロナウイルス感染の危険のあるフライト座席情報

<https://www.canada.ca/en/public-health/services/diseases/2019-novel-coronavirus-infection/latest-travel-health-advice/exposure-flights-cruise-ships-mass-gatherings.html>

●疫学モデルへのリンク

<https://www.canada.ca/en/public-health/services/diseases/coronavirus-disease-covid-19/epidemiological-economic-research-data/mathematical-modelling.html>

## 2. アルバータ州政府

**\*NEW\*3月1日より、図書館と、屋内での強度の低い(low intensity)運動についての規制が緩和されました。**

<https://www.alberta.ca/release.cfm?xID=7762761C1F414-B90D-C3A1-08618E415DCB5B5B>

○図書館は、収容人数の15%までで開館可能。

○屋内での、強度の低い運動は指導者なし、またはグループでの運動が可能。予約制のみ可能であり、ドロップインは不可。

強度の低い運動には、ウエイトリフティング、強度の低いダンス、ヨガ、バレー、屋内クライミング、強度の低いトレッドミル・エレプティカル等の器具を使った運動等が含まれる。

人と人との間隔は3メートル以上開ける必要があり、マスクは常に着用する。

なお、屋内でのランニング、スピン、高強度のインターバルトレーニング等の強度の高い運動については、引き続き一対一または同居家族に指導者がついた場合のみ可能。

**○小売業、コミュニティーホール、ホテル、バンケットホール、会議場についての規制緩和は延期されました。**

**\*NEW\*75歳以上の住民へのワクチン接種の予約が開始されています。エドモントン、カルガリー、レッドディアーでのいくつかの薬局での接種が可能です。オンラインでの予約も可能です。**

<https://www.alberta.ca/release.cfm?xID=7759357C35513-E73A-8709-BA1DA99E6314A231>

<https://www.albertahealthservices.ca/topics/Page17295.aspx>

●ワクチン情報は以下のウェブサイトにもとめられています。

<https://www.alberta.ca/covid19-vaccine.aspx>

Early フェーズ1(2020年12月):対象はエドモントンとカルガリー。集中治療室の医療従事者、Respiratory Therapist、高齢者施設の従業員。

フェーズ1(2021年1月から3月):対象はアルバータ州全域。Respiratory Therapist、集中治療室の医療従事者、高齢者施設の従業員、ホームケアの従業員、救急医療に携わる医療従事者、高齢者施設の入居者(年齢に関わらず)、その他のリスクの高い医療従事者、75歳以上のもの、65歳以上のファーストネーションリザーブ居住者。

フェーズ2(2021年4月から9月)

グループ A から順に行われます。

グループ A: 65歳から74歳までの住人、50歳から64歳までのファーストネーションとメティス、フェーズ1で接種されなかった高齢者施設等のスタッフ

グループ B: 18歳から64歳までの、基礎疾患がありリスクの高い者

グループ C: 矯正施設、シェルター、グループホーム等の集団生活施設の居住者とスタッフ、リスクの高い患者に直接接する医療従事者や介護者等

グループ D: 50歳から64歳までの住人、35歳から49歳までのファーストネーションとメティス

<https://www.alberta.ca/release.cfm?xID=773105653C417-FC6B-4E15-2E57B7104B7821E5>

フェーズ3(2021年秋から):一般のアルバータ州住民

●現在の規制は以下の通りです。

各種規制に違反した場合は、\$1,000ドルのチケット(裁判所を通して最大\$100,000)を科せられることがあります。

<https://www.alberta.ca/enhanced-public-health-measures.aspx>

### 集会に関する規制

○濃厚接触が認められるのは同居しているもののみ。一人暮らしの個人は2人までの濃厚接触が許可される(ただし、2人は規制の期間中は同一人物である必要がある)。

○屋外での10人までの集会が可能。

○アルバータ州外からアルバータ州に戻ってきた場合、アルバータ州に家族等がいるもの(例:州外の学校に行っていた子供など)は、帰宅することが許可されるが、それ以外の者は他人の家に宿泊してはいけない。

○アルバータ州外からの訪問者は、他人の家に宿泊してはいけない。

○結婚式は10人まで、公共の場所でのみ可能。レセプションは禁止。

○葬儀の人数制限は20名まで。レセプションは禁止。

○宗教的集会は、消防法上の収容人数の15%まで。オンラインでの開催を推奨。個人が車を離れずガイダンスに従っているドライブインサービスは許可され、収容人数制限から除外。

### ビジネスやサービスに関する規制



○小売業、ショッピングモールは消防法上の収容人数の15%までに制限。最低許容顧客数は5名。

○レストラン、カフェ、パブの営業は可能。顧客各グループの中の一名の連絡先の保存が必要。一つのテーブルは6人までであり、同居しているもの、もしくは独居の場合は2名のあらかじめ定められた濃厚接触者のみ可能。アルコールは午後10時まで。店内での飲食は午後11時まで。ビリヤード、ライブ演奏等のエンターテインメントは禁止。

○カジノ、ビンゴホール、ゲームセンター、レース娯楽センター、競馬場、競走場、ボートリング場、ビリヤード場、在郷軍人会、プライベートクラブ、博物館、ギャラリー、科学センター、利用案内所、遊園地、ウォーターパーク、屋内プレイグラウンド、劇場、オーディトリウム、コンサートホール、コミュニティーシアター、ナイトクラブ、バンケットホール、会議場、屋内外のフェスティバル、ドライブインイベントを除くコンサート、トレードショー、スポーツイベント、競技会は閉鎖。

○ジム、フィットネスセンター、スパ、プール、屋内リンク、アリーナ、コミュニティーホール及びセンターは屋内・屋外のフィットネス活動の規制の範囲内で許可。

○美容室、ネイルサロン、タトゥー、ピアスなどの個人サービス業は予約制で営業可能。

○理学療法、鍼治療等のヘルスサービス、ソーシャルサービス、保護サービス、シェルター、緊急サービス、チャイルドケア、非営利コミュニティーキッチン及びチャリティキッチンは対面での営業可能。

#### **屋内でのフィットネス活動**

○試合、競技会、チーム練習やリーグは禁止。

○予約制のみ可能、ドロップインは不可。

○低強度の運動は、指導者なしまたはグループでのトレーニングが可能。

○高強度の運動は、一対一または同居家族に指導者がついた場合のみ可能。

○常に3メートル以上離れる。

○高強度の運動の場合は、顧客は運動中にマスクをする必要はないが、トレーナーはマスク着用が義務。トレーナーと顧客のペアが複数同時に同じ施設、リンク等に存在することは可能だが、別のペア同士が接触することは不可であり、常に3メートル以上離れている必要がある。

#### **屋外でのスポーツや活動**

○お互いの距離を2メートル以上とれないスポーツは禁止。

○グループでの活動は10人以下のみ可能。

○スケートリンク、そりゲレンデ、スキー場等は営業可能。お互いの距離が保てる場合には、10人以上が同時に存在することが可能(例:スケートリンク上)。

#### **子供のスポーツやパフォーマンス**

○K-12とPost secondaryの学生の、学校に関連するスポーツやパフォーマンスの活動(屋外、屋内とも)は許可。

○18歳以下の、屋内スポーツの練習(試合を除く)は許可。コーチも含め10人以内。参加者全員が、常にお互いに距離を保つ必要がある。

### その他

○雇用主が職務の内容上物理的配置が必要と判断する場合以外は自宅勤務を必須とする。

○アルバータ州全域で、公共の屋内におけるマスク着用が義務(農場、個人住宅として使用される賃貸住宅は除外)。

○人と人との間隔は2メートル以上。

○新型コロナウイルス感染が疑われる症状のある人は、最低10日間の自己隔離。10日間で症状がおさまらない場合は治るまで自己隔離を継続。

○新型コロナウイルス陽性と判定されたものは、症状発生時から最低10日間の自己隔離。10日間で症状が治らない場合は治るまで自己隔離を継続。

○海外から帰国した旅行者、新型コロナウイルス患者と濃厚接触した可能性のあるものは最低14日間の自己隔離。

●感染者の濃厚接触者の自己隔離のルールは以下です。変異ウイルス感染者の濃厚接触者についてはさらにルールが厳しくなっています。

<https://www.alberta.ca/isolation.aspx>

A. 感染者の濃厚接触者だが、感染者と同居していない場合

1. 通常の新型コロナウイルス感染者との濃厚接触者

○14日間の自己隔離が義務。

○新型コロナウイルスの検査を予約する。

○自己隔離中に症状が出た場合、症状発生からさらに10日間または症状が改善するまでのどちらか長い方の期間の自己隔離が必要。

2. 変異種の新型コロナウイルス感染者との濃厚接触者

○14日間の自己隔離が義務。

○2回の検査を予約する(通知を受けてすぐと、10日目以降)。

○濃厚接触者と同居している者も、自己隔離することが強くすすめられる。濃厚接触者の2回目の検査(10日目以降)が陰性と確認される、または14日間のどちらか短い方の期間の隔離がすすめられる。

B. 感染者と同居している場合

1. 通常の新型コロナウイルス感染者と同居している者

○感染者が、違う部屋に完全に隔離(バスルームも別)することができる場合、感染者の隔離が始まった日から14日間の自己隔離。

○感染者を完全に隔離することができない場合、同居しているものは毎日濃厚接触しているとみなされる。感染者の隔離期間10日が終わった時点からさらに14日間の自己隔離が必要。(計24日間)。



## 2. 変異種の新型コロナウイルス感染者と同居している者

○感染者がたとえ違う部屋で隔離され、バスルームも別だとしても、毎日濃厚接触しているとみなされる。感染者の隔離期間10日が終わった時点からさらに14日間の自己隔離が必要。(計24日間)。

○隔離のためのホテルが必要な場合は211へ電話。

●規制緩和の基準が発表されています。入院患者数に基づいて決定されます。3週間後に、入院患者数が次のステップの目標患者数以下であった場合、次のステップへすすむことが検討されます。

ステップ1:入院患者数600人以下。2月8日より開始。

ステップ2:入院患者数450人以下。**3月1日より開始。図書館、屋内での運動。**

ステップ3:入院患者数300人。礼拝所、成人のチームスポーツ、博物館、ギャラリー、動物園、利用者案内センター、屋内での着席イベント(映画館等)、カジノ、レーシングセンター、ビンゴホール、小売業、コミュニティーホール、ホテル、バンケットホール、会議場についての規制緩和等。ステップ1と2の更なる緩和。

ステップ4:入院患者数150人。屋内のエンターテイメントセンター、トレードショー、会議、展示場、パフォーマンス活動(歌唱、ダンス、吹奏楽等)、屋内のスポーツイベント(ロデオ等)、結婚式やレセプション、葬儀レセプション、出勤しての勤務、アミューズメントパーク、屋内のコンサートやスポーツイベント、屋外、屋内のフェスティバル、デイキャンプ、宿泊キャンプの規制緩和等。ステップ1-3の更なる緩和。

<https://www.alberta.ca/release.cfm?xID=7716923690664-C93B-2911-9E7A4B32B9610F48>

**●カルガリー国際空港と Coutts 陸路国境の2か所で自己隔離期間が短縮されるパイロット・プログラムは、2月21日午後9時59分 MST より停止されています。**

<https://www.alberta.ca/international-border-pilot-project.aspx>

●カルガリー市では、屋内の公共の場所と公共交通機関内でのマスク着用を義務とする時限条例が施行されており、2021年12月まで有効です。事業者等は公共の用に供する建物入口または車両にマスク着用の標識を掲示する必要があります。条例に違反した場合には、100カナダドルから600カナダドルの罰金が科せられます。

<https://www.calgary.ca/csps/cema/covid19/safety/covid-19-city-of-calgary-mask-bylaw.html>

<https://newsroom.calgary.ca/temporary-covid-19-face-coverings-bylaw-remains-in-effect-through-december-2021-with-increased-penalties/>

●以下のものは検査を受けることができます。

○新型コロナウイルスに関係する症状があるもの(症状については下記リンク”Symptoms”の項目参照)

○新型コロナウイルス患者の濃厚接触者

○流行の起こった施設の従業員や入居者

<https://www.alberta.ca/covid-19-testing-in-alberta.aspx#toc-2>

●検査の申し込み方法には以下のものがあります。

○オンラインの self-assessment tool から

○電話811

症状が重篤な場合や、緊急の診療が必要な場合は911に連絡。その際には新型コロナウイルス感染の可能性がある伝える。

●検査結果は、テキストメッセージもしくは電話の自動音声にて受け取ることができます。

また、新型コロナウイルス検査の結果を知るためのオンラインポータルサイト(My Health Record)があります。

<https://myhealth.alberta.ca/myhealthrecords>

●接触者追跡のための携帯電話アプリ ABTraceTogether が使用可能です。

<https://www.alberta.ca/ab-trace-together.aspx>

●新型コロナウイルスに関するアルバータ州での相談先は、ヘルスリンク(811※日本語対応あり)。

●コミュニティーにおける情報サービス(211)、Mental Health Helpline( 1-877-303-2642) や Addiction Helpline( 1-866-332-2322)等様々な電話によるサポートがあります。下記リンクやアルバータ州政府サイト”Get help”セクション参照。

<https://www.albertahealthservices.ca/amh/Page16759.aspx>

アルバータ州政府

<https://www.alberta.ca/coronavirus-info-for-albertans.aspx#p22780s6>

### 3月1日付けアップデート

<https://www.alberta.ca/release.cfm?xID=776286274F69A-9397-F99F-66E4D7E5A0B0BE6B>

### 3. マニトバ州政府

**\*NEW\*濃厚接触者の定義が改訂されています。感染者と2メートルより近い距離で、10分間より長く接したものは濃厚接触者となります。**

<https://www.gov.mb.ca/covid19/testing/monitoring/close-contacts.html>

**\*NEW\*3月5日以降に規制が緩和されると発表されています。住民からのフィードバックも考慮に入れ、最終的に内容が決定されます。**

<https://news.gov.mb.ca/news/index.html?item=50879&posted=2021-02-25>

●現在の規制は以下の通りです。

<http://www.manitoba.ca/covid19/restartmb/prs/index.html>

○個人住宅には、2名までの決められた人が訪問可能。また、屋外では住人に加え5名まで訪問可能。

- 公共の場所での集会は、屋内外とも5人まで。葬儀、結婚式は10名まで可能。
- 屋内の共用施設ではマスクを着用。
- 個人または同居しているもの同士のスケート、そり、スキー等の屋外アクティビティは可能。
- 屋外リンクの再開可能。個人の練習や、同居している者同士での競技は可能だが、集団での練習や試合は不可。
- マニトバ北部との往来は制限される。不要不急の旅行は控えるよう強く推奨。
- カジノ、映画館等は閉鎖。
- ジム、フィットネスセンター、ヨガスタジオは収容人数の25%までで再開可能。
- 屋内リンク、ジмнаスティッククラブ、武道スタジオは、収容人数の25%までで、個人指導のみ可能。
- 美術館、ギャラリー、図書館は、収容人数の25%までで再開可能。
- レストランは、収容人数の25%までで営業可。ただし、同居している者同士のグループに限る。
- 小売店は、収容人数の25%まで。
- ヘアサロン、理髪店やタトゥー、マッサージ等の個人サービスは収容人数の25%までで営業可能。
- 宗教イベントは、収容人数の10%または50人の少ない方で可能。
- Pedorthists と reflexologists は営業可能。
- 自助グループは、開催場所の収容人数の25%までで集会可能。
- 写真家やビデオ撮影は、同居している者同士の撮影や、結婚式での撮影が可能。
- 新型コロナウイルス感染者、感染者との濃厚接触者はただちに自己隔離。
- 公衆衛生上の規制に違反した場合の罰金は、個人に対しては 1,296 カナダドル、ビジネスに対しては 5,000 カナダドル。マスク着用義務違反は 298 カナダドル。

<https://news.gov.mb.ca/news/index.html?item=50004&posted=2020-12-08>

- マニトバ州外から州内へ入る際は、全員14日間の自己隔離が必要になってい

<https://news.gov.mb.ca/news/index.html?item=50341&posted=2021-01-26>

- 症状のあるものについての自己隔離と、検査についての情報は以下リンク参照。

[https://www.gov.mb.ca/asset\\_library/en/covid/factsheet-isolation-selfmonitoring-recoveringhome.pdf](https://www.gov.mb.ca/asset_library/en/covid/factsheet-isolation-selfmonitoring-recoveringhome.pdf)

<https://manitoba.ca/covid19/updates/testing.html>

- 検査は 1-855-268-4318 (toll-free)またはオンラインで予約が可能です。

<https://patient.petalmmd.com/login?groupId=5930&locale=en>

- 検査結果は、オンラインもしくは電話 1-844-960-1984 でアクセス可能。検査結果が陽性だった場合は、公衆衛生官から直接連絡がなされる。

<https://sharedhealthmb.ca/covid19/test-results/>

- ラピッドテストについての情報

<https://www.gov.mb.ca/covid19/testing/rapid-testing.html>

○症状が悪化したり、疑問点がある場合は、Health Links-Info Sante (204-788-8200、もしくは 1-888-315-9257) へ連絡

○ウィニペグ市のダウンタウンに COVID 19 の検査のためのウォークイン・クリニックが開設されています。

<https://news.gov.mb.ca/news/index.html?item=50038&posted=2020-12-13>

●12月16日よりワクチンの接種が開始されています。

マニトバ州のワクチンについての情報

<https://manitoba.ca/covid19/vaccine/index.html>

**ワクチン適応等のアップデート**

<https://www.gov.mb.ca/covid19/vaccine/eligibility-criteria.html>

新型コロナウイルスワクチンの接種記録がオンラインで確認できます。

<https://news.gov.mb.ca/news/index.html?item=50802&posted=2021-02-18>

●州内の感染状況を伝えるオンラインのツール#RestartMB Pandemic Response System

<https://manitoba.ca/covid19/restartmb/prs/index.html>

●新型コロナウイルスに関するマニトバ州での相談先は、Health Links-Info Sante (204-788-8200、もしくは 1-888-315-9257) です。

●感染者が搭乗していたフライト一覧

<https://manitoba.ca/covid19/updates/flights.html>

マニトバ州政府

<https://www.gov.mb.ca/covid19/index.html>

**3月1日付けアップデート**

<https://news.gov.mb.ca/news/index.html?item=50892&posted=2021-03-01>

#### 4. サスカチュワン州政府

●ワクチン接種計画は以下参照

<https://www.saskatchewan.ca/government/health-care-administration-and-provider-resources/treatment-procedures-and-guidelines/emerging-public-health-issues/2019-novel-coronavirus/covid-19-vaccine>

フェーズ1(現在): 医療従事者、高齢者施設の入居者とスタッフ、70歳以上の高齢者、50歳以上の北部遠隔地コミュニティ居住者等が対象。

フェーズ2(2021年4月から6月に開始): 一般住民は10歳刻みのカテゴリで時期が決定される。60歳から69歳のグループから開始。同時に、グループホームの入居者とスタッフ、シェルター入居者、その他リスクの高いものが優先的に接種されます。

●現時点での規制は以下の通りです。3月19日まで延長されています。



<https://www.saskatchewan.ca/government/health-care-administration-and-provider-resources/treatment-procedures-and-guidelines/emerging-public-health-issues/2019-novel-coronavirus/testing-information>

ドライブスルーの検査サイトの待ち時間がオンラインで確認できます。

<https://www.saskhealthauthority.ca/news/service-alerts-emergency-events/Pages/COVID-19-Drive-Thru-Wait-Times.aspx>

●新型コロナウイルスに関して、医療に関する相談はヘルスライン(811)、医療に関係しない一般的な質問はトール・フリー・ライン(1-855-559-5502)、COVID-19 public inquiry email は COVID19@health.gov.sk.ca です。

<https://www.saskatchewan.ca/government/news-and-media/2020/april/02/covid-19-information-tools>

サスカチュワン州

[https://www.saskatchewan.ca/COVID19#utm\\_campaign=q2\\_2015&utm\\_medium=short&utm\\_source=%2FCOVID19](https://www.saskatchewan.ca/COVID19#utm_campaign=q2_2015&utm_medium=short&utm_source=%2FCOVID19)

SaskAlert アプリケーション

<http://emergencyalert.saskatchewan.ca/>

**3月1日付けアップデート**

<https://www.saskatchewan.ca/government/news-and-media/2021/march/01/covid19-update-for-march-1-79289-vaccines-delivered-154-new-cases-146-recoveries-no-new-deaths>

## 5. 北西準州政府

●ワクチン接種計画の詳細

<https://www.gov.nt.ca/en/newsroom/gnwt-releases-vaccination-strategy>

<https://www.nthssa.ca/en/services/coronavirus-disease-covid-19-updates/covid-vaccine>

接種は12月31日より開始されています。

以下の人々に優先的に接種されます。それ以外の一般住民については、3月以降の接種と発表されています。

- 高齢者、特に高齢者施設の入居者。
- 基礎疾患のあるもの。
- 医療従事者。
- 北西準州外で定期的に仕事に従事するもの、北西準州外からの労働者と一緒にワークキャンプで働くもの。
- 遠隔地の居住者。

なお、イエローナイフでは、軽度の基礎疾患のある者も接種の対象となります。

<https://www.nthssa.ca/en/newsroom/public-notice-update-first-and-second-dose-yk-clinics>



●現在の規制は次の通りです。

○自宅に最大5人までの客を招待可能(家の中にいられるのは住人を含め最大10人まで)。

○集会は、屋外では50人まで、屋内では25人まで。

○北西準州外から入るものは自己隔離計画書の事前提出と、到着後の14日間の自己隔離が必要(Yellowknife, Inuvik, Hay River, Fort Smith のいずれかでのみ可能)。

<https://www.gov.nt.ca/covid-19/en/services/travel-self-isolation/arriving-nwt>

ただし、ヌナブト準州から入る場合、免除申請書を ProtectNWT に提出し、CPHO からの許可書が得られた場合は免除となります。

<https://www.gov.nt.ca/en/newsroom/ocpho-offers-expanded-exemptions-self-isolation-travelers-nunavut>

ベースメントスイート等、全く別のユニット（入り口、洗面所、台所、寝室を共有しない)に居住している場合を除き、同居者も全員14日間の自己隔離が必要です。

<https://www.gov.nt.ca/covid-19/en/services/health-and-well-being/self-isolation-travelers-entering-nwt>

隔離センターの費用については、私的な旅行については原則自己負担となっておりますが、医療のための往来、医療上の必要性による自己隔離、同情に値する理由がある場合(compassionate travel)、教育目的の場合、法的に必要な場合、その他特別な事情がある場合は北西準州政府によって負担されます。

<https://www.gov.nt.ca/covid-19/en/services/isolation-centres>

●違反者は、最高 10,000 カナダドルの罰金及び6カ月の収監となります。

<https://www.gov.nt.ca/en/newsroom/news-release-chief-public-health-officer-prepares-order-prohibition-travel-nwt-limited>

●経済活動再開はフェーズ2まで開始されています。

再開可能なビジネスと規制については以下リンク参照。

<https://www.gov.nt.ca/covid-19/en/services/relaxing-phase-2-next-steps-current-phase>

●以下の症状がある人は新型コロナウイルス検査の対象となります。

○発熱、咳、息切れ、なんとなく具合が悪い、筋肉痛、倦怠感、喉の痛み、鼻水、頭痛、下痢、嘔吐、嗅覚障害。

○体調の悪い人は811に電話するか、セルフアセスメントツールを使用して指示に従うことが推奨されている。また、呼吸困難など症状がひどい場合は911へ電話。

○イエローナイフでは、ドライブインでの検査も可能です。

<https://www.gov.nt.ca/en/newsroom/gnwt-expands-covid-19-testing>

<https://www.nthssa.ca/en/newsroom/yellowknife-covid-19-screening-drive-through-opens-september-8>

●北西準州における新型コロナウイルスのビジュアルデータ。

Deta Dashboard

<https://nwt-covid.shinyapps.io/Testing-and-Cases/?lang=1>

COVID サポートライン(811)では、検査、自己隔離、旅行の規制、罰則や医療施設に関する情報等が得られます。(8AM-8PM、7 days a week)

<https://www.gov.nt.ca/en/newsroom/service-nwt-covid-support-line-launches>

その他の新型コロナウイルス関連の地域別連絡先

<https://www.hss.gov.nt.ca/en/hospitals-and-health-centres>

北西準州政府ウェブサイト

<https://www.hss.gov.nt.ca/en/services/coronavirus-disease-covid-19>

**2月26日付けウイークリー・アップデート**

<https://www.gov.nt.ca/covid-19/en/services/nwt-covid-19-update>

## 6. ヌナブト準州政府

**\*NEW\*Qikiqtani、Kitikmeot と Kivalliq (Arviat を除く)にて3月1日から規制が緩和されています。**

<https://www.gov.nu.ca/health/news/eased-public-health-measures-start-march-1>

各地域での規制は以下参照

<https://www.gov.nu.ca/health/information/nunavuts-path>

違反者には、個人に対しては \$ 575、企業に対しては \$ 2,875 の罰金が科されることがあります。

●1月6日より、ワクチン接種が開始されました。

ワクチンについての情報

<https://www.gov.nu.ca/health/information/covid-19-vaccination>

●ヌナブト準州に入る際の自己隔離、事前の手続き等の情報

<https://gov.nu.ca/health/information/travel-and-isolation>

●違反者は、最高 50,000 カナダドルの罰金もしくは6か月の収監。

●COVID ホットライン(975-8601 or 1-888-975-8601 from 10 a.m. to 6 p.m.)。

ヌナブト準州政府ウェブサイト

<https://www.gov.nu.ca/health>

ヌナブト準州新型コロナウイルス情報

<https://www.gov.nu.ca/health/information/covid-19-novel-coronavirus>

セルフアセスメントツール

<https://nu.thrive.health/covid19/en>

**3月1日付けアップデート**

<https://www.gov.nu.ca/health/news/one-new-case-covid-19-arviat-6>

## 7. 日本へ入国される方へ

●日本における水際対策強化に関する新たな措置について、検疫強化の対象国・地域にアルバータ州が追加指定されています。ただし、この指定による追加の検疫強化措置はありません(緊急事態宣言発出に伴い、全ての入国者にとられている措置から変更ありません)。

[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo\\_2021C020.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2021C020.html)

●水際対策措置が強化されています。

○1月9日より、全ての入国者に対し、入国時に新型コロナウイルス検査が実施されています。検査結果が出るまで、原則、空港内のスペース又は検疫所が指定した施設等で待機が必要です。

○1月13日より、全ての入国者は、出国前72時間以内(第三国を経由する場合は、第三国から日本へのフライト出発前の72時間以内)の検査証明の提示が必要となっています。提出できない方は、検疫所長の指定する場所(検疫所が確保する宿泊施設に限る)での待機が必要となります。その上で、入国後3日目に検査を行い、陰性と判定された者については、位置情報の保存(接触確認アプリのダウンロード及び位置情報の記録)について誓約した上で、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後14日間の自宅等での待機となります。

[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo\\_2021C006.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2021C006.html)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19\\_qa\\_kanrenki\\_gyou\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenki_gyou_00001.html)

○1月14日午前0時(日本時間)以降に入国するすべての者に対して、当分の間、入国時に14日間の公共交通機関不使用、14日間の自宅又は宿泊施設での待機、位置情報の保存、保健所等から位置情報の提示を求められた場合には応ずること等について(別段の防疫上の措置を取ることにしている場合はそれらの事項について)誓約を求めるとともに、誓約に違反した場合には、検疫法上の停留の対象にされ得るほか、以下のとおりとなります。

○日本人については、氏名や感染拡大の防止に資する情報が公表され得ます。

○在留資格保持者については、氏名、国籍や感染拡大の防止に資する情報が公表され得るとともに、出入国管理及び難民認定法の規定に基づく在留資格取消手続及び退去強制手続対象となり得ます。

○誓約書を提出しない者に対しては、検疫所長の指定する場所(検疫所が確保する宿泊施設に限る。)で14日間待機することが要請されます。

[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo\\_2021C009.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2021C009.html)

●検査証明書についての情報

有効な検査証明の詳細については以下リンクをご参照ください。採取検体や検査法について指定がありますので、以下リンクの“所定のフォーマット”をダウンロードし、注意してご覧ください。

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page25\\_001994.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page25_001994.html)

1月8日付水際対策措置(72時間以内の検査証明書について等)の英文記載

<https://www.calgary.ca.emb-japan.go.jp/files/100135252.pdf>

●日本入国に際し、質問票 Web の入力が必要です。搭乗前にエアラインのカウンターにて QR コードを確認されることもあることから、事前の登録をお勧めします。

<https://www.calgary.ca.emb-japan.go.jp/files/100132029.pdf>

○上記の検査等は検疫法に基づき実施するものであり、検疫官の指示にしたがわない場合には罰則の対象となる場合があります。

上記を踏まえ、帰国便の搭乗前に、以下について確認をお願いします。

- 上記要請がなされることを前提として、入国後の旅程に支障がないこと。
- ご自身で入国後14日間の滞在先(自宅やホテル等)を確保していること。
- 空港から滞在先までの公共交通機関以外の移動手段(自家用車、レンタカーなど)を事前に確保していること。

詳細は以下のサイト等で最新の状況を確認ください。

●海外から帰国される方等への情報(厚生労働省)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00098.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00098.html)

●水際対策の抜本的強化に関する Q&A(厚生労働省)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19\\_qa\\_kanrenki\\_gyou\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenki_gyou_00001.html)

●新型コロナウイルスに関する帰国者・接触者相談センター(厚生労働省)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html)

●厚生労働省 電話相談窓口 日本国内からの通話:0120-565653(フリーダイヤル)

日本国外からの通話:+81-3-3595-2176(日本語・英語・中国語・韓国語)

## 8. 日本の参考ウェブサイト

外務省海外安全 HP:

[https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory\\_world.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html)

厚生労働省

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/index.html)

在カルガリー日本国総領事館

電話(403)294-0782

メールアドレス: [consular@cl.mofa.go.jp](mailto:consular@cl.mofa.go.jp)

HP: [https://www.calgary.ca.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.calgary.ca.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)